

平成30年度 あかし子育て応援企業 応募要領



「あかし子育て応援企業」認定マーク

明石市

明石市では、地域のみinnで子育てを応援するまちづくりを進めるため、子育て支援の取り組みを積極的に行っている企業を「あかし子育て応援企業」として認定します。

つきましては、下記のとおり、趣旨にご賛同いただける企業を募集いたします。

■あかし子育て応援企業とは

妊娠期や子育て中の方にやさしい取り組みを行っている企業を「あかし子育て応援企業」として認定し、その取り組みを広くPRすることで、行政も企業も一体となって、まち全体で子育てを応援していきます。

■応募期間

平成30年12月1日(土)～平成30年12月28日(金)(必着)

■対象企業

市内に事業所の所在地がある企業、公益法人、個人商店等

■対象となる取り組み

以下の3つの分野のうち、2つ以上の分野で取り組みがあり、かつ、該当項目のポイント数の合計が7ポイント以上(従業員100人以上の企業は10ポイント)に達すれば、認定の対象となります。

※詳しくは「認定ポイント表」をご覧ください。

①結婚・妊娠・出産・育児への支援

例)「赤ちゃんの駅」への登録(3ポイント)、子育て世帯向けのサービスの提供(2ポイント)、子育て支援活動の実施(2ポイント)、結婚支援への取り組み(1ポイント)など

②地域の子どもへの支援

例)明石市こども基金への協力(3～1ポイント)、オレンジリボンキャンペーンへの協力(3～1ポイント)、「こども110番の家」に登録(2ポイント)、地域行事への参加(1ポイント)、職場体験等の開催(1ポイント)など

③子育てしやすい職場環境づくり

例)子育てしやすい就業制度の創設(2ポイント)、育児休業を取りやすい職場環境の整備(1ポイント)、職場復帰しやすい環境の整備(1ポイント)、子育て中の従業員への支援(2～1ポイント)など

■認定事業の流れ

申請 ⇒ 審査 ⇒ 認定証交付 ⇒ 活動 ⇒ 活動報告

■認定のメリット

- 市のホームページなどで認定企業の取り組みを紹介します。
- 認定企業には、認定証とステッカーを交付します。
- 企業広告などに認定マークを使用することができます。
- 土木・建築工事等にかかる入札・契約における加点があります。
- 認定企業の取り組みをPRするイベントを行います。

■取組報告及び表彰

認定企業は年度ごとに取り組み状況の報告をしていただきます。
報告をもとに、特に優れた取り組みを行っている企業を表彰します。

■認定の更新

認定は、3年ごとの更新となります。

■申し込み

郵送または持参により、次の書類を下記申し込み先に提出してください。

- ①あかし子育て応援企業認定申請書(新規・更新)(様式第1号)
 - ②あかし子育て応援企業認定申請シート(様式第1号 別紙)
 - ③申請シートに記載した実績や取り組みが確認できる資料
 - ④新たに明石市「赤ちゃんの駅」に登録を希望される場合は、明石市「赤ちゃんの駅」登録申請書(別紙1)をあわせて提出してください。
 - ⑤オレンジリボンキャンペーン協賛企業・団体に応募される場合、明石市オレンジリボンキャンペーン協賛企業・団体認定申請書(別紙2)をあわせて提出してください。
- ※認定マークの使用を希望する場合、認定マーク使用届出書(様式第3号)も同時に提出することができます。

○申請書類は、ホームページ「あかし子育て応援ナビ」からダウンロードすることもできます。

[あかし子育て応援ナビ](#)

■その他

認定企業が認定基準を満たさないことが明らかになったときや、認定企業として適当でないと認められたときは、認定を取り消す場合があります。

■申し込み・問い合わせ先

あかし子ども財団※

〒673-0891 明石市大明石町1丁目6-1 明石駅前再開発ビル5階

TEL:078-920-9670 FAX:078-920-9671

E-mail:info@akashi-kodomo-zaidan.jp

※明石市からあかし子育て応援企業の認定にかかる事務を受託しています。

子育て応援企業 Q&A

※申請についてのQ&Aを作成しましたので、ぜひ参考にしてください。

■Q&A

Q1 飲食店です。子ども連れの方に食後のアイスクリームをサービスしています。該当項目はありますか。

(回答)(1)-③「子育て世帯向けのサービスの提供」(2P)に該当します。

Q2 飲食店ですが、妊婦や子ども連れの方の優先席を設けています。該当項目はありますか。

(回答)(1)-⑦「妊娠中や子育て中の人に優しい独自の取り組み」(1P)に該当します。

Q3 建設業です。地域の子どもたちに職場を利用して何かしたいのですが。

(回答)子ども向けの職場見学や職業体験を実施するのはいかがですか？

(2)-④-d「子どもを対象とした職場見学・職業体験・出前講座等の開催」(1P)に該当します。

Q4 授乳に使ってもらえる仕切りのついたスペースがあるのですが。

(回答)「赤ちゃんの駅」にご登録ください。詳しくは、前ページの問い合わせ先にご連絡ください。(1)-①「『赤ちゃんの駅』への登録」(3P)に該当します。

Q5 外部の人の出入りが少ない事務所なので、該当する項目があまりありません。

(回答)・明石市が開催する事業のPRチラシを事務所に掲示していただけませんか？

(1)-⑨「明石市の子育て支援への協力」(1P)に該当します。

・明石市こども基金の募金箱を事務所に設置しませんか？

(2)-①-e「募金箱の設置」(1P)に該当します。

・集まった募金を寄附いただいた場合、(2)-①-b「こども基金への寄附」(1P)にも 該当となります。

・オレンジリボンキャンペーンにご協力いただけませんか？従業員がリボン着用の場合、(2)-②-c「協賛企業に認定」(1項目)(1P)に該当します。

Q6 従業員のため、子育てしやすい環境づくりに取り組みたいのですが。

(回答)・定時退社日を設けませんか？

(3)-②「子育てしやすい就業制度の創設」(2P)に該当します。

・明石市が提供する情報誌等を子育て中の従業員に配付しませんか？

(3)-⑤-b「子育て中の従業員向けの情報提供」(1P)に該当します。